

千葉市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本事業は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

(実施主体)

第3条 本事業は、市長が次に掲げる者（以下、訪問事業者という。）に委託して行うものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者
- (3) 法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者
- (4) 法第44条の2に規定する児童家庭支援センターを運営する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(対象家庭)

第4条 本事業の対象家庭（以下「対象家庭」という。）は、本市に住所を有する者の家庭であって次に掲げる家庭に該当するもののうち、本事業による支援が必要であると市長が決定したものとする。ただし、対象家庭が他制度により本事業と同様の支援を受けられる場合は、この限りでない。

- (1) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童がいる家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (2) 乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設若しくは児童心理治療施設への措置が解除若しくは停止された児童又は小規模住居型児童養育事業者若しくは里親への委託が解除若しくは停止された児童について、児童の家庭復帰に伴う配慮が必要な家庭
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦がいる家庭

(4) 前各号に掲げるもののほか、本事業による支援が必要であると市長が認める家庭

(支援内容)

第5条 対象家庭への支援内容は、次の表に定めるとおりとする。

家事支援	食事の準備及び後片付け、衣類の洗濯・補修、居室等の掃除、整理整頓、生活必需品の買い物の代行や同行補助 等
育児支援	授乳・食事の介助、おむつ・衣類交換、沐浴・入浴介助等
送迎支援	保育所等への送迎

(支援期間等)

第6条 支援期間、支援時間数、支援の時間帯及び支援を実施することができる日は、次の各号に定める内容の範囲内で、対象家庭の状況等を勘案し、決定するものとする。

- (1) 支援期間 3か月
 - (2) 支援時間数 1時間を1単位として1回当たり2時間までとし、週当たり4時間まで(ただし、保育所等への送迎を行う場合は、1回の送迎で1時間とし、週当たり3時間を上限に加算する。)
 - (3) 支援の時間帯 午前8時から午後6時まで
 - (4) 支援を実施することができる日 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)以外の日
- 2 前項において決定した支援期間を超えて引き続き支援を行う必要があると認める場合については、前項第1号の規定にかかわらず、当該決定した支援期間に引き続き3か月を限度として支援期間を延長することができる。

(支援計画)

第7条 市長は、支援が必要であると決定した対象家庭について、支援計画を策定し、当該計画によって必要な支援を行う。

- 2 支援計画の策定は、子育て世帯訪問支援事業訪問計画書(様式第1号)を作成することにより行う。
- 3 支援期間を超えて引き続き支援を行う必要があると認める場合については、子育て世帯訪問支援事業訪問計画書(継続)(様式第1号の2)を作成するものとする。
- 4 対象家庭の状況に変化が生じた場合等により、支援計画の見直しが必要になる場合については、作成した子育て世帯訪問支援事業訪問計画書を修正し、又は新たに子育て世帯訪問支援事業訪問計画書を作成し、見直し後の支援を実施するものとする。

(支援の奨励及び利用の申請)

第8条 支援の実施については、法第21条の18第1項の規定により本事業の利用がで

きるよう勧奨及び支援を行った上で、対象家庭から子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第2号）の提出を受けるものとする。

（訪問事業者及び支援内容の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、対象家庭の状況を踏まえ、訪問事業者及び支援内容を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき支援内容を決定するために必要があると認めるときは、訪問事業者に対し、訪問支援員を対象家庭に派遣させ、対象家庭と支援内容について相談を行わせることができる。

（支援の決定及び訪問支援員の派遣依頼）

第10条 市長は、前条第1項の規定により対象家庭への訪問事業者及び支援内容を決定したときは、対象家庭に対し、子育て世帯訪問支援事業利用決定（変更）通知書（様式第3号）により通知するとともに、前条第1項の規定により決定した訪問事業者に対し、子育て世帯訪問支援事業実施（変更）依頼書（様式第4号）により依頼するものとする。

2 前項の規定により依頼を受けた訪問事業者は、当該依頼に係る訪問支援員を決定し、当該訪問支援員は、対象家庭の状況、課題、支援方針を共有するために、必要に応じて市長が実施する個別ケース検討会議等に参加するものとする。

（支援の開始）

第11条 訪問事業者は、前条第2項の個別ケース検討会議等での対象家庭の状況、課題、支援方針を踏まえ、子育て世帯訪問支援事業実施（変更）依頼書（様式第4号）の内容に基づき、支援を行うものとする。

（支援内容の変更の決定）

第12条 市長は、対象家庭への支援内容の変更の決定をしたときは、対象家庭に対し、子育て世帯訪問支援事業利用決定（変更）通知書（様式第3号）により通知するとともに、第9条の規定により決定した訪問事業者に対し、子育て世帯訪問支援事業実施（変更）依頼書（様式第4号）により依頼するものとする。

（支援の終了）

第13条 市長は、訪問支援員の派遣の終了が適当と認めるときは、対象家庭に対し、子育て世帯訪問支援員派遣終了（取消）通知書（様式第5号）により通知するとともに、第9条の規定により決定した訪問事業者に対し、子育て世帯訪問支援員派遣終了（取消）依頼書（様式第6号）により依頼するものとする。

(支援の評価)

第14条 市長は、第10条第1項又は第12条で決定した支援期間の満了前に、実施状況について評価を行い、支援期間の更新の要否を検討するものとする。

(訪問支援員の要件)

第15条 訪問支援員は、次の各号のいずれにも該当せず、本事業による支援を適切に行う能力を有する者とする。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）、及びその他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は法第33の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

(支援の取消し)

第16条 市長は、対象家庭が次の各号のいずれかに該当する場合には、支援を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により支援の決定を受けたとき。
- (3) 訪問支援員に対して非行があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が支援を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支援を取り消したときは、対象家庭に対し、子育て世帯訪問支援員派遣終了（取消）通知書（様式第5号）により通知するとともに、第9条の規定により決定した訪問事業者に対し、子育て世帯訪問支援員派遣終了（取消）依頼書（様式第6号）により依頼するものとする。

(利用料等)

第17条 本事業の利用料は、無料とする。ただし、生活必需品の買い物の代行や同行補助等について、移動のための交通費等を要する場合は、利用者が当該実費相当額を負担するものとする。

(委託料)

第18条 市長は、別表1に定める委託料を、訪問事業者に支払うものとする。

(研修)

第19条 市長は、訪問支援員に対して、本事業に関する知識及び技術の研さんのため必要な研修を実施するものとする。ただし、訪問事業者において、当該研修と同等の研修を実施している場合は、この限りでない。

(安全の確保)

第20条 訪問事業者は、本事業における業務の遂行に当たって、常に安全の確保を図るとともに、事故が発生した際には速やかに対応し、市長に報告しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 委託料（第18条関係）

費目等	支払要件	金額
1 個別ケース検討会議等への出席	1 派遣期間開始前に行う会議に出席する場合 1回かつ1人まで 2 派遣期間の延長の要否を検討するための個別ケース検討会議等に出席する場合 通算の派遣期間が3か月を超える毎に1回まで（1回の会議につき1人まで）	3,000 円
2 訪問支援員の派遣	訪問支援員が派遣され、支援が行われた場合	支援員1人1時間につき3,000 円
3 訪問支援の中止	訪問支援員の派遣が予定されていたが、対象家庭の都合により派遣を中止した場合（ただし、対象家庭から支援前日中に連絡がなかった場合、または支援前日中に事業者が対象家庭からの連絡内容を確認できな	3,000 円

	かった場合に限る。)	
4 交通費及び有料駐車場 利用料	支援のために対象家庭を訪問するにあたり、交通費及び有料駐車場利用料を要した場合（ただし、第17条ただし書きに該当する場合を除く）	実費（1回の支援につき上限930円）

子育て世帯訪問支援事業訪問計画書

No.		作成日		担当	
-----	--	-----	--	----	--

○保護者情報

フリガナ 氏名		続柄	
住所			
連絡先			

○家族構成

No.	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	職業・学校等	支援対象児童（要对協名簿記載等）

○世帯概要

当該世帯の課題	ジェノグラム
中長期的な支援方針	

○訪問支援員の役割等

支援目標	主な支援内容
支援の頻度	特記事項
次回見直し予定	

子育て世帯訪問支援事業訪問計画書（継続）

No.		作成日		担当	
-----	--	-----	--	----	--

○これまでの支援の評価

前回の支援目標
支援開始後の状況（目標の達成状況）
派遣継続の要否とその理由
派遣継続の要否 要 ・ 否 (理由)
中長期的な支援方針（変更がある場合）

○訪問支援員の役割等

中長期的な支援方針（変更がある場合）	
支援目標	主な支援内容
支援の頻度	特記事項
次回見直し予定	

子育て世帯訪問支援事業利用申請書

(あて先) 千葉市長

私は、次のとおり「子育て世帯訪問支援事業」の利用を申請します。

本事業の利用にあたって、事務処理に必要な範囲内で、私の住民登録関係情報、市民税に係る課税状況、生活保護受給の有無について、千葉市が保有する公簿等により確認することに同意します。

なお、支援を受けるに当たり、市長が訪問事業者に対して必要な個人情報を提供すること及び訪問事業者が市長に対して必要な個人情報を提供することについても同意します。

年 月 日

フリガナ
氏名

住所 〒

電話番号

○世帯状況

対象児童 ※1	フリガナ 氏名	続柄 (対象児童から見て)	生年月日	職業・学校等	個人情報等の公 募による確認 ※2

※1 支援対象児童に○を記入

※2 個人情報の公募による確認について同意する場合○を記入

○サービス内容

派遣頻度・ 派遣時間	家事支援	育児支援	送迎支援
	<input type="checkbox"/> 食事の準備・後片付け <input type="checkbox"/> 衣類の洗濯・補修 <input type="checkbox"/> 居室等の掃除、整理整頓 <input type="checkbox"/> 生活必需品の買い物の代行・ 同行補助 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 授乳・食事の介助 <input type="checkbox"/> おむつ・衣類交換 <input type="checkbox"/> 沐浴・入浴介助等 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 保育所等への送迎 <input type="checkbox"/> その他 ()

様

千葉市長

子育て世帯訪問支援事業利用決定（変更）通知書

子育て世帯訪問支援事業について、次のとおり訪問支援員の派遣を（決定・変更）しましたので、通知します。

訪問支援事業者			
事業者連絡先			
支援期間			
支援実施回数			
支援内容	<input type="checkbox"/> 食事の準備・後片付け <input type="checkbox"/> 衣類の洗濯・補修 <input type="checkbox"/> 居室等の掃除、整理整頓 <input type="checkbox"/> 生活必需品の買い物の代行・同行補助 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 授乳・食事の介助 <input type="checkbox"/> おむつ・衣類交換 <input type="checkbox"/> 沐浴・入浴介助等 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 保育所等への送迎 <input type="checkbox"/> その他 ()
備考			
担当			

(事業者) 様

千葉市長

子育て世帯訪問支援事業派遣実施(変更)依頼書

子育て世帯訪問支援員の派遣について、次のとおり(実施・変更)することを依頼します。

住所	〒			電話番号	
対象 児童	フリガナ 氏名	続柄	生年月 日	職業・学校等	備考
支援期間					
支援実施回数					
支援内容	<input type="checkbox"/> 食事の準備・後片付け <input type="checkbox"/> 衣類の洗濯・補修 <input type="checkbox"/> 居室等の掃除、整理整頓 <input type="checkbox"/> 生活必需品の買い物の 代行・同行補助 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 授乳・食事の介助 <input type="checkbox"/> おむつ・衣類交換 <input type="checkbox"/> 沐浴・入浴介助等 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 保育所等への送迎 <input type="checkbox"/> その他 ()		
備考					
担当					

様

千葉市長

子育て世帯訪問支援員派遣終了（取消）通知書

子育て世帯訪問支援事業について、次のとおり訪問支援員の派遣を（終了・取消）することとしましたので、通知します。

期日	(終了)	年	月	日	まで
	(取消)	年	月	日	付
理由					
担当					

(事業者) 様

千葉市長

子育て世帯訪問支援員派遣終了（取消）依頼書

子育て世帯訪問支援員の派遣について、次のとおり（終了・取消）することを依頼します。

対象家庭	
期日	(終了) 年 月 日 まで
	(取消) 年 月 日 付
理由	
担当	